平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

復興庁 最終的な調整結果

B 地方に対する規制緩和 消防・防災・安全 183 管理番号 提案区分 提案分野

提案事項 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の実施主体等の (事項名) 拡大

提案団体 秋田県

制度の所管・関係府省

厚生労働省 復興庁

求める措置の具体的内容

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の中の「子ども健やか訪問事 業」及び「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」について、実施主体及び事業者に被災県以外の現に避 難者を受け入れている都道府県を加えること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【見直しの必要性】平成26年度に創設された「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支 援対策費補助金)」における「子ども健やか訪問事業」は、東日本大震災により被災し仮設住宅で長期間避 難生活を余儀なくされている子どもを持つ家庭等に対し訪問指導を行う事業であり、「親を亡くした子ども等 への相談・援助事業」は、被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を行う事業である。 両事業はいずれも事業主体は被災県(岩手県、宮城県、福島県)及び被災指定都市(仙台市ほか)に限定さ れており、被災児童を受け入れている都道府県では活用することが出来ない。被災県以外に避難されている 家庭等では、二重生活による生活費の掛かりましや父親の不在による子どもへの影響、親のストレス等多く の問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どもを持つ家庭等や子どもたちに対する相談・ 支援を行うことは必要であり、被災県以外でもこの事業が活用できるよう見直しを行う必要がある。

【具体的な支障事例】受入都道府県と被災県は様々な面でお互い連携を図りながら事業を実施しているが、 上記事業の実施要綱に基づき被災県以外に避難している子どもや子育て家庭等への支援事業を行うため には、実施主体である被災県等が避難先の都道府県等に事業を委託することで可能となる。しかしながら、 県外避難者は全国に避難しており避難先の都道府県等に対し個別に事業委託をすることは現実的には困 難であると考える。また、本県には4県から避難されている方がいるが、仮に事業を実施しない県があった場 合、避難者として同じ県に避難しているにも関わらず、避難元によって支援サービスが受けられないといった 事態が生じる。受入都道府県は避難元がどこであろうと平等に支援を行っている。

【見直しによる効果】受入都道府県の避難者については受入自治体が一番実情を把握していることから、受 入都道府県が実施主体及び事業者となることで、避難元がどこであろうと避難している子どもや子育て家庭 等に対し等しくサービスの提供が可能となり避難している方々は安心して生活を送ることができる。

根拠法令等

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分D 現行規定により対応可能

本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その使途については、被災地域の復旧・復 興に直接資するものを基本とすることとされていることから、使途の厳格化を図る観点により、実施主体を被 災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市等)及び被災県内市町村に設定しているところで

しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体以外の自治体の避難者に対しても支援 が可能となるよう

- ・実施主体から避難者のいる自治体への委託
- 実施主体から避難者のいる自治体の民間団体への委託
- ・実施主体から委託を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託等、

被災自治体が実施主体として事業の委託を可能としているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

実施主体からの委託による事業が実施可能なことは理解しているが、本県には岩手県、宮城県及び福島 県から避難している子ども達がおり、それぞれに支援するためには3県と委託する必要がある。また、被災県 にあっては事業を行いたいと考える各自治体と委託契約するとなると、かなりの事務量が発生すると思われ る。事業の必要性が認められるのであれば、各都道府県が実施できるよう改正した方が効率的ではないか。 また、「被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とすることとされていることから、使途の厳格化を図 る観点」とされているが、受入都道府県が行う事業については厚生労働省に事業計画書を提出させるなど要 綱等を定めることで厳格化は図られると考える。

全国知事会からの意見

所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で 十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その使途については、被災地域の復旧・復興 に直接資するものを基本とすることとされていることから、使途の厳格化を図る観点により、実施主体を被災 県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市等)及び被災県内市町村に設定しているところであ

しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体以外の自治体の避難者に対しても支援 が可能となるよう

- ・実施主体から避難者のいる自治体への委託
- 実施主体から避難者のいる自治体の民間団体への委託
- ・実施主体から委託を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託等、

被災自治体が実施主体として事業の委託を可能としているところである。

なお、厚生労働省から、9月30日付けで各自治体に対し事務連絡を発出し、委託による実施形態等につ いてあらためて周知を図り、事業の積極的な推進について依頼したところである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【復興庁】

(1)被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(厚生労働省と共管)

「子ども健やか訪問事業」等の実施主体を、被災県・被災県内の市町村としている要件について、事業の積 極的な活用を図るため、避難者のいる都道府県又は市町村等への委託により実施することができることを周 知する。

[措置済み(平成26年9月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課通知)]